

○東久留米市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日条例第24号

東久留米市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、東久留米市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 会議は、東久留米市長（以下「市長」という。）の諮問に応じて、東久留米市（以下「市」という。）における次に掲げる事項について処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する法第31条第2項の規定に基づく事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する法第43条第2項の規定に基づく事項
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する法第61条第7項の規定に基づく事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事項
- (5) 保育料その他の子ども・子育て支援に関する施策に係る事項並びにこれに関連する給付及び事業の扱いに関する事項

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 市内に在住し、子ども・子育て支援に関する事業を利用する児童の保護者 3人以内
- (2) 市内において子ども・子育て支援に関する事業を実施する者 3人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員 2人以内
- (5) 公募による市民 2人以内

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、これに委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

東久留米市子ども・子育て会議条例について、以下に基づき運用を行う。

（委員要件の特例）

1 第4条第1項各号において任命された委員が、任期中に当該条件に適格でなくなった場合、任命者は委員の職を免ずる。ただし、任期終了まで間がない、また新たな委員の選任が難しい等の事情により会議の運営に支障が生じる等、任命者がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

（委員の辞職）

2 委員が、本人の意思により委員を辞する場合、それを妨げるものでない。

（委員の免職）

3 委員が、会議において、政治、宗教また営利活動を行う等、委員として欠格である場合、任命者は委員の職を免ずることができる。

（傍聴人の定員）

4 傍聴席の定員は、会議の会場の規模に応じて、その都度、会長が判断し決定する。

（会議傍聴の手続き）

5 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名を受付票に記入し、係員の指示に従い入室しなければならない。また、傍聴希望者の入室は先着順とする。

（傍聴することができない者）

6 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- （1）酒気を帯びている者
- （2）危険物および会議の妨害と認められる器物を携帯している者
- （3）前各号の他、議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情があると会長が判断する者
- （4）傍聴席の定員が充足した後に、傍聴を希望する者

（傍聴人の遵守事項）

7 傍聴人は、傍聴の際は次の事項を守らなければならない。

- （1）議事に批評を加える、または拍手その他の方法により可否をあらわさないこと。
- （2）騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- （3）飲食又は喫煙しないこと。
- （4）会長の許可なく、会議を写真、ビデオ等で撮影し、または録音をすること。
- （5）前各号のほか会議の妨害となるような行動をしないこと。

（傍聴人の退場）

8 傍聴人が第6の規定に違反し、会議の運営を妨げたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命じることができる。